

講習会実施規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人自然農法国際研究開発センター（以下「この法人」という。）の有機認証業務規程第55条第2項により、生産行程管理者等の講習会の実施に関する必要な事項を定めるものである。

(講習会等の種類)

第2条 この法人が行う講習会の種類及び内容等は、次に掲げるとおりとする。

「生産行程管理者等講習会」

対 象：原則として、この法人に有機認証申請を行う生産行程管理者等から選出された、生産行程管理責任者、小分け責任者、受入保管責任者、格付担当者、格付表示担当者及び外国格付表示担当者とする。なお、上記以外の者であっても、特に受講を希望する者は、その受講を阻まない。

開催時期：熱海事務所において、定期的に行うことを基本とする。ただし、認証部長の承認を得て、熱海事務所以外の地方でも行うことができる。

内 容：(1) 日本農林規格等に関する法律（施行令、施行規則含む。）について
(2) 有機食品等の検査認証制度について
(3) 指定農林物資について
(4) 対象となる農林物資の日本農林規格について
(5) 認証の技術的基準について
(6) 有機認証申請及び認証事項確認調査の手続、実施方法について
(7) 生産行程管理責任者等の実務について
(8) クレーム対応について
(9) 格付の実務及び証票管理について他

(講習会の方法)

第3条 講習会の日時、場所、対象者、受講料等の案内は、ホームページなどにより行うものとする。

2 講師については、原則としてこの法人の役職員が担当する。ただし、必要に応じて外部の講師を招くことができるものとする。

3 受講者の要請により、現地での出張講習を行うことができるものとする。

4 理事長は、この法人の主催する講習会以外に、他の機関が主催する講習会を本講習会と同等のものと指定することができるものとする。

5 講習会の受講料等は、「有機JAS講習会料金一覧表」に基づき徴収するものとし、同表に定めのないものについては、必要に応じてその都度理事長が定める。

6 受講を希望する者は、この法人に問い合わせ申し込みを行うものとする。

(テキストの作成)

第4条 理事長は、前条の講習会の実施にあたり、必要なテキストを作成する。

(講習会等の記録)

第5条 この法人は、講習会の内容、参加者の住所、氏名、その他必要な記録を作成し、5年間保存する。

(修了証の授与)

第6条 理事長は、講習会を受講し修了した者に「修了証書」を発行する。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会の決議を得なければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて理事会の決議により、別に定める。

(附則)

1. この規程は、2006年3月10日より施行する。
2. 2010年4月13日一部改訂（この一部改訂は2010年4月20日より施行する）。
3. 2012年8月30日一部改訂（この一部改訂は2012年9月9日より施行する）。
4. 2015年3月8日一部改訂（この一部改訂は2015年3月8日より施行する）。
5. 2018年12月16日一部改訂（この一部改訂は2019年4月1日より施行する）。
6. 2022年12月11日一部改訂（この一部改訂は2023年1月1日より施行する）。